

議案第 23 号

行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(南あわじ市公告式条例の一部改正)

第1条 南あわじ市公告式条例(平成17年南あわじ市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「記入して市長印を押さなければ」を「記載しなければ」に改める。

第5条第2項中「、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

(南あわじ市船員法に係る証明に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市船員法に係る証明に関する条例(平成17年南あわじ市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「本条例第3条第1項」を「前条第1項」に改める。

様式第1号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、「記」を削る。

様式第2号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、

「6 ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上船舶所有者が署名押印すること。」を

「6 ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上で船舶所有者が署名すること。」に

改める。

様式第3号(1)を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

船員手帳記載事項証明申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 氏名

現住所

別紙の船員手帳記載事項について証明を受けたいので、南あわじ市船員法に係る証明に関する条例第4条の規定により申請します。

1 証明を受けようとする事項が記載されている船員手帳の番号及び交付年

月日

船員手帳番号 第 号

交付年月日 年 月 日

2 証明書の通数 通

3 証明書の用途

(別紙)

船員手帳記載事項証明書

年 月 日生

氏名

本籍

船員手帳の番号及び交付年月日 船員手帳番号 第 号

交付年月日 年 月 日

区別	年月日	船名	総トン数	主機の種類及び出力	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	職務
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			

記載心得

- 1 記載事項が多いときは、適宜2葉以上にわたって記載することができる。
- 2 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 3 区域欄には、雇入（就職）、雇止（退職）、変更又は更新の別を記載すること。
- 4 船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 5 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。
- 6 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数欄に国際総トン数を付記すること。

様式第3号(2)を削る。

(南あわじ市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 南あわじ市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年南あわじ市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式による宣誓書」を「宣誓書(別記様式)」に改める。

別記様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

(南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 南あわじ市固定資産評価審査委員会条例(平成17年南あわじ市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第7条第3項、第8条第5項、同条第8項、第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(南あわじ市火入れに関する条例の一部改正)

第5条 南あわじ市火入れに関する条例(平成17年南あわじ市条例第147号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

火入許可申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住所
氏名

火入れの許可を受けたいので、南あわじ市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

火入地	所有地	
	所有者 (管理者)	
	地積区分	保安林 ()、普通林 ()、その他 ()
	所有区分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
	面積	総面積 ヘクタール
火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火入れ目的		
火入れ方法		
防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器具	
火入責任者		
備考		(添付書類 通)

- (注) 1 保安林の () の中には、保安林種を記入
2 その他の () には、土地現況を記入
3 所有区分の () には、所有形態の細分（部分林、部落有林、社寺有林等）を記入

様式第2号（第4条関係）

火入許可証

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで申請のあった火入れについては、次のとおり許可します。

火入場所	
面積	総面積 へクタール
目的	
期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火入責任者	
指示事項	
備考	

(南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第6条 南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年南あわじ市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、自署、連署、押印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

南あわじ市公告式条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 （規程の公表）</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入して市長印を押さなければならない</u>。</p> <p>2 略 （その他の規則及び規程の公表）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、<u>「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （規程の公表）</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記載しなければならない</u>。</p> <p>2 略 （その他の規則及び規程の公表）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条 略</p>	

南あわじ市船員法に係る証明に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 （船員手帳記載事項の証明）</p> <p>第4条 船員又は船員であった者が、船員手帳に記載されている事項であって、雇入契約の成立等の届出又は施行規則第24条第1項の規定による証明若しくは本条例第3条第1項の証明（他の市町村で行った同種の証明を含む。）を受けたものについて証明を申請しようとするときは、船員手帳を提示して船員手帳記載事項証明申請書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">航行報告証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南あわじ市長 様</p> <p style="text-align: right;">[船長・船舶所有者]</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>船員法第19条の規定により提出した航行に関する別紙報告の写しに証明を受けたいので、南あわじ市船員法に係る証明に関する条例第2条の規定により申請します。</p>	<p>第1条～第3条 略 （船員手帳記載事項の証明）</p> <p>第4条 船員又は船員であった者が、船員手帳に記載されている事項であって、雇入契約の成立等の届出又は施行規則第24条第1項の規定による証明若しくは前条第1項の証明（他の市町村で行った同種の証明を含む。）を受けたものについて証明を申請しようとするときは、船員手帳を提示して船員手帳記載事項証明申請書（様式第3号）を提出しなければならない。</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">航行報告証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南あわじ市長 様</p> <p style="text-align: right;">[船長・船舶所有者]</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>船員法第19条の規定により提出した航行に関する別紙報告の写しに証明を受けたいので、南あわじ市船員法に係る証明に関する条例第2条の規定により申請します。</p>	

記

- 1 報告先及び
報告年月日 年 月 日
- 2 証明書の通数 通
- 3 証明書の用途

様式第2号（第3条関係）

船長就退職等証明申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 氏名 ⑩

現住所

船員手帳番号～退職年月日及び退職港 略

※ 上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

船舶所有者 氏名 ⑩

記載心得

1～5 略

6 ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認
した上船舶所有者が署名押印すること。

- 1 報告先及び
報告年月日 年 月 日
- 2 証明書の通数 通
- 3 証明書の用途

様式第2号（第3条関係）

船長就退職等証明申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 氏名

現住所

船員手帳番号～退職年月日及び退職港 略

※ 上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

船舶所有者 氏名

記載心得

1～5 略

6 ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認
した上で船舶所有者が署名すること。

7 略

様式第3号(1) (第4条関係)

船員手帳記載事項証明申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 氏名 ⑩

現住所

別紙の船員手帳記載事項について証明を受けたいので、南あわじ市船員法に係る証明に関する条例第4条の規定により申請します。

記

1 証明を受けようとする事項の記載されている船員手帳の番号及び

交付年月日

船員手帳番号 第 号

交付年月日 年 月 日

2 証明書の通数 通

3 証明書の用途

7 略

様式第3号(第4条関係)

船員手帳記載事項証明申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 氏名

現住所

別紙の船員手帳記載事項について証明を受けたいので、南あわじ市船員法に係る証明に関する条例第4条の規定により申請します。

1 証明を受けようとする事項が記載されている船員手帳の番号及び

交付年月日

船員手帳番号 第 号

交付年月日 年 月 日

2 証明書の通数 通

3 証明書の用途

(別紙)

船員手帳記載事項証明書

年 月 日生

氏名

本籍

船員手帳の番号及び交付年月日 船員手帳番号 第 号

交付年月日 年 月 日

区別	年月日	船名	総ト ン数	主機の 種類及 び出力	航行区域 又は従業 制限及び 従業区域	船舶 の用 途	職 務
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			

記載心得

1 記載事項が多いときは、適宜2葉以上にわたって記載することが

様式第3号(2)

船員手帳記載事項証明書

年 月 日生

氏名

本籍

船員手帳の番号及び交付年月日 船員手帳番号 第 号

交付年月日 年 月 日

区別	年月日	船名	総ト ン数	主機の 種類及 び出力	航行区域 又は従業 制限及び 従業区域	船舶 の用 途	職 務
				キロ			

できる。

- 2 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 3 区域欄には、雇入（就職）、雇止（退職）、変更又は更新の別を記載すること。
- 4 船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 5 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。
- 6 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数欄に国際総トン数を付記すること。

				ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			
				キロ ワット			

記載心得

- 1 記載事項が多いときは、適宜2葉以上にわたって記載することができる。
- 2 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 3 区域欄には、雇入（就職）、雇止（退職）、変更又は更新の別を記載すること。
- 4 船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 5 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用

途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。

6 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数欄に国際総トン数を付記すること。

南あわじ市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 （服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、<u>別記様式による宣誓書</u>に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p>	<p>第1条 略 （服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、<u>宣誓書（別記様式）</u>に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>	

南あわじ市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 （審査の申出）</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第5条・第6条 略 （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 （口頭審理）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署</u></p>	<p>第1条～第3条 略 （審査の申出）</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>第5条・第6条 略 （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 （口頭審理）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署</u></p>	

名押印しなければならない。

(1)～(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) 略

(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) 略

(議事についての調書)

第10条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。

(1)～(4) 略

第11条以下 略

名しなければならない。

(1)～(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(5) 略

(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) 略

(議事についての調書)

第10条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。

(1)～(4) 略

第11条以下 略

南あわじ市火入れに関する条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改 正 案	備 考																																																												
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南あわじ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ④</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「南あわじ市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">火入地</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所有者 (管理者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地積区分</td> <td>保安林（ ）、普通林（ ）、その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所有区分</td> <td>国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td>総面積 ヘクタール</td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入れ期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日（日間）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入れ目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入れ方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防火体制</td> <td>火入従事者</td> <td>男 人、女 人、計 人</td> </tr> <tr> <td>防火帯</td> <td>延長 メートル、幅員 メートル</td> </tr> <tr> <td>器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入責任者</td> <td></td> </tr> </table>	火入地	所在地		所有者 (管理者)		地積区分	保安林（ ）、普通林（ ）、その他（ ）	所有区分	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）	面積	総面積 ヘクタール	火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）	火入れ目的			火入れ方法			防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル	器具		火入責任者			<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南あわじ市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>火入れの許可を受けたいので、南あわじ市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">火入地</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所有者 (管理者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地積区分</td> <td>保安林（ ）、普通林（ ）、その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所有区分</td> <td>国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td>総面積 ヘクタール</td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入れ期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日（日間）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入れ目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入れ方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防火体制</td> <td>火入従事者</td> <td>男 人、女 人、計 人</td> </tr> <tr> <td>防火帯</td> <td>延長 メートル、幅員 メートル</td> </tr> <tr> <td>器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">火入責任者</td> <td></td> </tr> </table>	火入地	所在地		所有者 (管理者)		地積区分	保安林（ ）、普通林（ ）、その他（ ）	所有区分	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）	面積	総面積 ヘクタール	火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）	火入れ目的			火入れ方法			防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル	器具		火入責任者			
火入地		所在地																																																												
		所有者 (管理者)																																																												
		地積区分	保安林（ ）、普通林（ ）、その他（ ）																																																											
		所有区分	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）																																																											
	面積	総面積 ヘクタール																																																												
火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）																																																												
火入れ目的																																																														
火入れ方法																																																														
防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人																																																												
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル																																																												
	器具																																																													
火入責任者																																																														
火入地	所在地																																																													
	所有者 (管理者)																																																													
	地積区分	保安林（ ）、普通林（ ）、その他（ ）																																																												
	所有区分	国有地（ ）、公有地（ ）、私有地（ ）																																																												
	面積	総面積 ヘクタール																																																												
火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日（日間）																																																												
火入れ目的																																																														
火入れ方法																																																														
防火体制	火入従事者	男 人、女 人、計 人																																																												
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル																																																												
	器具																																																													
火入責任者																																																														

備考	(添付書類 通)
----	----------

- (注) 1 保安林の () の中には、保安林種を記入
 2 その他の () には、土地現況を記入
 3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、部落有林、社寺有林等) を記入

様式第2号 (第4条関係)

火入許可証	
年 月 日	
(許可番号) 南あわじ市第 号	
申請人 様	
南あわじ市長 印	
月 日に申請のあった火入れは、次のとおり許可する。	
<u>火入場所</u>	
<u>面積</u>	総面積 へクタール
<u>目的</u>	
<u>期間</u>	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
<u>火入責任者</u>	
<u>指示事項</u>	
<u>備考</u>	

備考	(添付書類 通)
----	----------

- (注) 1 保安林の () の中には、保安林種を記入
 2 その他の () には、土地現況を記入
 3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林、部落有林、社寺有林等) を記入

様式第2号 (第4条関係)

火入許可証	
第 号	
年 月 日	
様	
南あわじ市長	
年 月 日付けで申請のあった火入れについては、次のとおり許可します。	
<u>火入場所</u>	
<u>面積</u>	総面積 へクタール
<u>目的</u>	
<u>期間</u>	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
<u>火入責任者</u>	
<u>指示事項</u>	
<u>備考</u>	

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 署名等 署名、記名、<u>自署、連署、押印</u>その他氏名又は名称を 書面等に記載することをいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 署名等 署名、記名その他氏名又は名称を書面等に記載するこ とをいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

議案第 2 4 号

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例

南あわじ市消防団条例（平成 17 年南あわじ市条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「次に掲げる」を削り、宣誓書の次に「(別記様式)」を加え、同条の表を削る。

第 15 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

第 15 条の表中「1,600 円」を「2,400 円」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 10 条関係）

宣 誓 書

私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

南あわじ市消防団 分団
氏名

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市消防団条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>第1条～第9条 略 (サービスの宣誓)</p> <p>第10条 消防団員は、任命後、<u>次に掲げる宣誓書</u>に署名しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>宣 誓 書</u></p> <p>私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、<u>不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">南あわじ市消防団 分団 氏名 ㊟</p> </div> <p>第11条～第14条 略 (手当)</p> <p>第15条 消防団員に手当を支給し、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">支給対象者</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動手当</td> <td>災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員</td> <td>1回 <u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td>訓練手当</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第16条・第17条 略</p>	種類	支給対象者	支給額	出動手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>1,600円</u>	訓練手当	略		<p>第1条～第9条 略 (サービスの宣誓)</p> <p>第10条 消防団員は、任命後、宣誓書<u>(別記様式)</u>に署名しなければならない。</p> <p>第11条～第14条 略 (手当)</p> <p>第15条 消防団員に手当を支給し、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。<u>ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">支給対象者</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動手当</td> <td>災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員</td> <td>1回 <u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td>訓練手当</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第16条・第17条 略</p>	種類	支給対象者	支給額	出動手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>2,400円</u>	訓練手当	略		
種類	支給対象者	支給額																		
出動手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>1,600円</u>																		
訓練手当	略																			
種類	支給対象者	支給額																		
出動手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>2,400円</u>																		
訓練手当	略																			

別記様式（第10条関係）

宣 誓 書

私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不
公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務
を遂行することを固く誓います。

年 月 日

南あわじ市消防団

分団

氏名

議案第25号

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和3年2月24日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「前納」を「納付」に改め、ただし書を削る。

第 10 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

別表の 1 屋内運動場の表中

「

西淡志知小学校	200 円	300 円
榎列小学校	200 円	300 円
八木小学校	200 円	300 円
市小学校	200 円	300 円
神代小学校	200 円	300 円
三原志知小学校	200 円	300 円

」を

「

志知小学校	200 円	300 円
榎列小学校	200 円	300 円
八木小学校	200 円	300 円
市小学校	200 円	300 円
神代小学校	200 円	300 円

」に

改め、同表の 4 運動場の表中

「

西淡志知小学校	200 円	500 円
榎列小学校	200 円	700 円

八木小学校	200 円	1,000 円
市小学校	200 円	-
神代小学校	200 円	-
三原志知小学校	200 円	-

」を

「

志知小学校	200 円	500 円
榎列小学校	200 円	700 円
八木小学校	200 円	1,000 円
市小学校	200 円	-
神代小学校	200 円	-

」に

改め、同表の 5 会議室等の表を削り、同表備考第 4 号を次のように改める。

4 各施設の照明設備使用料については、1 時間当たりの使用料とする。

別表備考に次の 1 号を加える。

5 各施設の 30 分間当たりの基本使用料及び照明設備使用料は別表に掲げるそれぞれの額の 2 分の 1 の額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>第1条～第7条 略 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 <u>ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定することができる。</u></p> <p>第9条 略 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 使用者がその使用しようとする日の5日前までに使用しないことを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第11条～第14条 略 別表(第8条関係) 1 屋内運動場</p> <table border="1" data-bbox="232 1166 1041 1313"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>基本使用料</th> <th>照明設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">倭文小学校～辰美小学校 略</td> </tr> <tr> <td>西淡志知小学校</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	基本使用料	照明設備使用料	倭文小学校～辰美小学校 略			西淡志知小学校	200円	300円	<p>第1条～第7条 略 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第9条 略 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第11条～第14条 略 別表(第8条関係) 1 屋内運動場</p> <table border="1" data-bbox="1075 1166 1908 1313"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>基本使用料</th> <th>照明設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">倭文小学校～辰美小学校 略</td> </tr> <tr> <td>志知小学校</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	基本使用料	照明設備使用料	倭文小学校～辰美小学校 略			志知小学校	200円	300円	
学校名	基本使用料	照明設備使用料																		
倭文小学校～辰美小学校 略																				
西淡志知小学校	200円	300円																		
学校名	基本使用料	照明設備使用料																		
倭文小学校～辰美小学校 略																				
志知小学校	200円	300円																		

榎列小学校	200円	300円
八木小学校	200円	300円
市小学校	200円	300円
神代小学校	200円	300円
三原志知小学校	200円	300円
賀集小学校～沼島中学校 略		

2 武道場

略

3 錬成場

略

4 運動場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
倭文小学校～辰美小学校 略		
西淡志知小学校	200円	500円
榎列小学校	200円	700円
八木小学校	200円	1,000円
市小学校	200円	—
神代小学校	200円	—
三原志知小学校	200円	—
賀集小学校～沼島中学校 略		

5 会議室等

学校名	基本使用料	照明設備使用料
全小中学校	200円	—

榎列小学校	200円	300円
八木小学校	200円	300円
市小学校	200円	300円
神代小学校	200円	300円
賀集小学校～沼島中学校 略		

2 武道場

略

3 錬成場

略

4 運動場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
倭文小学校～辰美小学校 略		
志知小学校	200円	500円
榎列小学校	200円	700円
八木小学校	200円	1,000円
市小学校	200円	—
神代小学校	200円	—
賀集小学校～沼島中学校 略		

備考

1～3 略

4 会議室等については、1室1時間当たりの使用料とする。

備考

1～3 略

4 各施設の照明設備使用料については、1時間当たりの使用料とする。

5 各施設の30分間当たりの基本使用料及び照明設備使用料は別表に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。

議案第26号

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

南あわじ市スポーツセンター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表南あわじ市西淡社会教育センターの項施設の欄を次のように改める。

グラウンド・体育館・ テニスコート

第 8 条第 1 項中「前納」を「納付」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

- 2 前項の使用料は、市内に住所を有しない者が使用するとき、当該使用料に 50 パーセントを加算した額とする。
- 3 第 1 項の使用料のうち、30 分間当たりの使用料は、別表の 1 時間当たりの額の 2 分の 1 の額とする。
- 4 第 2 項及び前項の規定により算定した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表中第 1 号イ) の表を次のように改める。

イ) グラウンド

使用区分	基本使用料	摘要
高校生以下	100円	1 時間当たり
一般	200円	

別表中第 9 号の表を次のように改める。

(9) 南あわじ市文化体育館使用料

使用区分	使用時間		午後 5 時から 午後 9 時まで	
	午前 9 時から 午後 5 時まで		基本	照明設備
	基本	照明設備	基本	照明設備

			使用料	使用料	使用料	使用料
メインアリーナ	全面利用	平日	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円
		土曜日 日曜日及 び休日	1,200円	2,400円	1,440円	2,880円
	半面利用	平日	500円	1,000円	600円	1,200円
		土曜日 日曜日及 び休日	600円	1,200円	720円	1,440円
	舞台利用	平日	1,600円	2,000円	1,920円	2,400円
		土曜日 日曜日及 び休日	1,920円	2,400円	2,300円	2,880円
サブアリーナ	平日	500円	1,000円	600円	1,200円	
	土曜日 日曜日及 び休日	600円	1,200円	720円	1,440円	
会議室			1,000円		1,200円	
文化イベント及びスポーツ大会等（基本使用料に加算）			3,000円			
冷暖房費			メインアリーナ （冷房）7,000円・（暖房）5,000円 サブアリーナ （冷暖房費）1,000円			
トレーニングルーム			1回当たり1人200円			
備考			① 上欄に掲げるそれぞれの使用料（トレーニングルームを除く。）は、1時間当たりとする。			

- ② 市内に住所を有する者が、文化及びスポーツ活動の練習に使用するとき又は市内で宿泊して3日以上の中宿に使用するときの使用料は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
- ③ 文化イベント及びスポーツ大会等の準備又は片付けに使用する使用料は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
- ④ 販売、宣伝等の営業行為に利用するときは、当該使用料に150%を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

南あわじ市スポーツセンター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>第1条 略 (名称、施設及び位置)</p> <p>第2条 スポーツセンターの名称、施設及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 507 1048 746"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市 西淡社会教 育センター</td> <td><u>体育館・テニス コート・運動場</u></td> <td>南あわじ市松帆古津路970番地7 1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第7条 略 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 <u>ただし、南あわじ市内に住所を有しない者が使用するときは、当該使用料に50パーセントを加算した額とする。</u></p> <p>2. <u>前項の使用料は、教育委員会が必要と認めるときは、これを減額</u></p>	名称	施設	位置	南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>体育館・テニス コート・運動場</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1	南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略			<p>第1条 略 (名称、施設及び位置)</p> <p>第2条 スポーツセンターの名称、施設及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 507 1912 746"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南あわじ市 西淡社会教 育センター</td> <td><u>グラウンド・体 育館・テニスコ ート</u></td> <td>南あわじ市松帆古津路970番地7 1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第7条 略 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2. <u>前項の使用料は、市内に住所を有しない者が使用するときは、当該使用料に50パーセントを加算した額とする。</u></p> <p>3. <u>第1項の使用料のうち、30分間当たりの使用料は、別表の1時間当たりの額の2分の1の額とする。</u></p> <p>4. <u>第2項及び前項の規定により算定した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>5. <u>第1項の使用料は、教育委員会が必要と認めるときは、これを減</u></p>	名称	施設	位置	南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>グラウンド・体 育館・テニスコ ート</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1	南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略			
名称	施設	位置																		
南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>体育館・テニス コート・運動場</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1																		
南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略																				
名称	施設	位置																		
南あわじ市 西淡社会教 育センター	<u>グラウンド・体 育館・テニスコ ート</u>	南あわじ市松帆古津路970番地7 1																		
南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館 略																				

し、又は免除することができる。

第9条～第13条 略

別表（第8条関係）

(1) 南あわじ市西淡社会教育センター使用料

ア) 体育館

略

イ) グラウンド

基本使用料	摘要
200円	1時間当たり

ウ) テニスコート

略

(2) 南あわじ市西淡グラウンド使用料～(8) 南あわじ市沼島グラウンド 略

(9) 南あわじ市文化体育館使用料

使用時間			午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		摘要
			基本使用料	照明設備使用料	基本使用料	照明設備使用料	
			使用料	備使用料	使用料	備使用料	
メ イ ン	全面 利用	平日	1,000 円	2,000 円	1,200 円	2,400 円	1時 間当 たり
		土曜日	1,200	2,400	1,440	2,880	

額し、又は免除することができる。

第9条～第13条 略

別表（第8条関係）

(1) 南あわじ市西淡社会教育センター使用料

ア) 体育館

略

イ) グラウンド

使用区分	基本使用料	摘要
高校生以下	100円	1時間当たり
一般	200円	

ウ) テニスコート

略

(2) 南あわじ市西淡グラウンド使用料～(8) 南あわじ市沼島グラウンド 略

(9) 南あわじ市文化体育館使用料

使用時間			午前9時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		摘要
			基本使用料	照明設備使用料	基本使用料	照明設備使用料	
			使用料	備使用料	使用料	備使用料	
メ イ ン	全面利用	平日	1,000 円	2,000 円	1,200 円	2,400 円	1時 間当 たり
		土曜日	1,200	2,400	1,440	2,880	

ア リ ニ ナ		日曜日及 び休日	円	円	円	円
	半面 利用	平日	500円	1,000 円	600円	1,200 円
		土曜日 日曜日及 び休日	600円	1,200 円	720円	1,440 円
	舞台 利用	平日	1,600 円	2,000 円	1,920 円	2,400 円
		土曜日 日曜日及 び休日	1,920 円	2,400 円	2,300 円	2,880 円
	サブア リーナ	平日	500円	1,000 円	600円	1,200 円
土曜日 日曜日及 び休日		600円	1,200 円	720円	1,440 円	
会議室			1,000円		1,200円	
文化イベント及びスポ ーツ大会等（基本使用 料に加算）			3,000円			
冷暖房費			(冷房) 7,000円・(暖房) 5,000円			
トレーニングルーム			1人200円			1 回 当

ア リ ニ ナ		日曜日及 び休日	円	円	円	円
	半面利用	平日	500円	1,000 円	600円	1,200 円
		土曜日 日曜日及 び休日	600円	1,200 円	720円	1,440 円
	舞台利用	平日	1,600 円	2,000 円	1,920 円	2,400 円
		土曜日 日曜日及 び休日	1,920 円	2,400 円	2,300 円	2,880 円
	サブア リーナ	平日	500円	1,000 円	600円	1,200 円
土曜日 日曜日及 び休日		600円	1,200 円	720円	1,440 円	
会議室			1,000円		1,200円	
文化イベント及びスポーツ 大会等（基本使用料に加算）			3,000円			
冷暖房費			メインアリーナ (冷房) 7,000円・(暖房) 5,000円 サブアリーナ (冷暖房) 1,000円			
トレーニングルーム			1回当たり1人200円			

	た り				
<p>摘要</p>	<p>① 市内に住所を有する者が、文化及びスポーツ活動の練習に使用するとき又は市内で宿泊して3日以上の場合に使用するときの使用料は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。</p> <p>② 文化イベント及びスポーツ大会等の準備又は片付けに使用する使用料は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。</p> <p>③ 使用超過時間は1時間以内とし、使用料の30%を加算する。</p> <p>④ 販売、宣伝等の営業行為に利用するときは、使用料の150%を加算する。</p> <p>⑤ 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>⑥ 附属設備の使用料は、規則で定める。</p>		<p>備考</p>	<p>① 上欄に掲げるそれぞれの使用料(トレーニングルームを除く。)は、1時間当たりとする。</p> <p>② 市内に住所を有する者が、文化及びスポーツ活動の練習に使用するとき又は市内で宿泊して3日以上の場合に使用するときの使用料は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。</p> <p>③ 文化イベント及びスポーツ大会等の準備又は片付けに使用する使用料は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。</p> <p>④ 販売、宣伝等の営業行為に利用するときは、当該使用料に150%を加算した額とする。</p>	

議案第 27 号

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例の一部を改正する条例

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例（平成 31 年南あわじ市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条中「利用時間」を「使用時間」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「前納」を「納付」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 14 条第 3 項中「第 5 条」を「第 4 条」に、「利用時間」を「使用時間」に改め、同条第 4 項中「第 6 条」を「第 5 条」に、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条第 6 項中「第 9 条」を「第 8 条」とし、同条を第 14 条とする。

第 16 条を第 15 条とする。

別表中「(第 9 条、第 15 条関係)」を「(第 8 条、第 14 条関係)」に改め、同表備考に次のただし書を加える。

ただし、30 分間当たりの使用料は上欄に掲げるそれぞれの額の 2 分の 1 の額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(開設期間)</u></p> <p>第3条 <u>ビーチバレーコートの開設期間は、毎年5月15日から9月30日までとする。</u></p> <p>第4条 略</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第5条 <u>ビーチバレーコートの利用時間は、教育委員会が規則で定める。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 <u>使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(管理の代行等)</u></p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第4条 <u>ビーチバレーコートの使用時間は、教育委員会が規則で定める。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 <u>使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(管理の代行等)</u></p>	

第14条 略

2 略

3 第1項の規定によりビーチバレーコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ビーチバレーコートの利用時間を変更することができる。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条及び第8条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第15条 略

2～5 略

6 第9条の規定は、第1項の規定による利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には適用しない。

第16条 略

別表 (第9条、第15条関係)

使用区分	使用料
平日	800円
土・日・祝日	1,000円

備考 ビーチバレーコート1面1時間当たりの使用料とする。

第13条 略

2 略

3 第1項の規定によりビーチバレーコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ビーチバレーコートの使用時間を変更することができる。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第14条 略

2～5 略

6 第8条の規定は、第1項の規定による利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には適用しない。

第15条 略

別表 (第8条、第14条関係)

使用区分	使用料
平日	800円
土・日・祝日	1,000円

備考 ビーチバレーコート1面1時間当たりの使用料とする。ただし、30分間当たりの使用料は上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。

議案第 28 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成 17 年南あわじ市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 丸山地区公民館の部会議室の項を次のように改める。

会議室 1	200	250
会議室 2	250	300
調理室	300	350
多目的ホール	1,000	1,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市公民館条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表第1 略 別表第2 (第9条関係)				別表第1 略 別表第2 (第9条関係)				
公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		公民館名	施設名	使用料 (1時間当たり・円)		
		昼間	夜間			昼間	夜間	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
中央公民館～津井地区公民館 略				中央公民館～津井地区公民館 略				
丸山地区 公民館	会議室	300	400	丸山地区 公民館	会議室1	200	250	
	体育館・運動場	略			会議室2	250	300	
阿那賀地区公民館～灘地区公民館 略					調理室	300	350	
					多目的ホール	1,000	1,200	
					体育館・運動場	略		
備考 略				阿那賀地区公民館～灘地区公民館 略				
備考 略				備考 略				

議案第 29 号

南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

南あわじ市障害者福祉施設条例（平成 20 年南あわじ市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市障害者福祉施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 (業務) 第5条 施設は、次に掲げる業務を行う。 (1) 障害福祉サービス ア 略 イ <u>就労移行支援に関すること。</u> ウ 略 (2)・(3) 略 第6条以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (業務) 第5条 施設は、次に掲げる業務を行う。 (1) 障害福祉サービス ア 略 <u>イ</u> 略 (2)・(3) 略 第6条 以下 略</p>	

議案第30号

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料
に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料
に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条
例（令和2年南あわじ市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料
に関する条例の規定は、令和3年9月1日以後に行われる教育・保育に係る
保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料につい
ては、なお従前の例による。

南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>別表（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額の算定については、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・保育給付認定保護者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者である</u></p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額の算定については、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	

ときは、当該教育・保育給付認定保護者を同法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条第1項第2号、同法第314条の2第1項第8号及び同条第3項の規定により算定する。

5以下 略

5以下 略

議案第 3 1 号

南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険診療所条例（平成 17 年南あわじ市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「南あわじ市阿那賀 1279 番地 1」を「南あわじ市阿那賀 1348 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市国民健康保険診療所条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="232 459 1025 746"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">南あわじ市国民健康保険沼島診療所 略</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所</td> <td><u>南あわじ市阿那賀1279番地1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">南あわじ市国民健康保険伊加利診療所・南あわじ市国民健康保険灘診療所 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条以下 略</p>	名称	位置	南あわじ市国民健康保険沼島診療所 略		南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所	<u>南あわじ市阿那賀1279番地1</u>	南あわじ市国民健康保険伊加利診療所・南あわじ市国民健康保険灘診療所 略		<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 459 1890 746"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">南あわじ市国民健康保険沼島診療所 略</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所</td> <td><u>南あわじ市阿那賀1348番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">南あわじ市国民健康保険伊加利診療所・南あわじ市国民健康保険灘診療所 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条以下 略</p>	名称	位置	南あわじ市国民健康保険沼島診療所 略		南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所	<u>南あわじ市阿那賀1348番地</u>	南あわじ市国民健康保険伊加利診療所・南あわじ市国民健康保険灘診療所 略		
名称	位置																	
南あわじ市国民健康保険沼島診療所 略																		
南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所	<u>南あわじ市阿那賀1279番地1</u>																	
南あわじ市国民健康保険伊加利診療所・南あわじ市国民健康保険灘診療所 略																		
名称	位置																	
南あわじ市国民健康保険沼島診療所 略																		
南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所	<u>南あわじ市阿那賀1348番地</u>																	
南あわじ市国民健康保険伊加利診療所・南あわじ市国民健康保険灘診療所 略																		

議案第 3 2 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例

南あわじ市陸の港西淡条例（平成 17 年南あわじ市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

レンタサイクルの区分	利用区分	使用料 (1 台につき)
電動アシスト自転車	1 日利用（4 時間未満）	1,000 円
	1 日利用（4 時間以上）	1,500 円
	2 日目以降利用（1 日 当たり）	750 円
その他自転車	1 日利用	500 円
	2 日目以降利用（1 日 当たり）	250 円

備考 1 日利用とは、午前 8 時から午後 6 時までの利用を、2 日目以降利用とは、利用開始日の翌日から返却日の午後 6 時までの利用をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用が開始された使用料について適用し、施行日前に利用が開始された使用料については、なお従前の例による。

南あわじ市陸の港西淡条例新旧対照表

現 行			改 正 案			備 考
別表第1 略 別表第2 (第9条関係)			別表第1 略 別表第2 (第9条関係)			
<u>レンタサイクルの区分</u>	<u>利用区分</u>	<u>使用料</u> (1台につき)	<u>レンタサイクルの区分</u>	<u>利用区分</u>	<u>使用料</u> (1台につき)	
<u>電動アシスト自転車</u>	<u>1日利用(4時間未満)</u>	<u>1,000円</u>	<u>電動アシスト自転車</u>	<u>1日利用(4時間未満)</u>	<u>1,000円</u>	
	<u>1日利用(4時間以上)</u>	<u>1,500円</u>		<u>1日利用(4時間以上)</u>	<u>1,500円</u>	
	<u>2日利用</u>	<u>2,250円</u>		<u>2日目以降利用</u>	<u>750円</u>	
	<u>3日利用</u>	<u>3,000円</u>		<u>(1日当たり)</u>		
<u>その他自転車</u>	<u>1日利用</u>	<u>500円</u>	<u>その他自転車</u>	<u>1日利用</u>	<u>500円</u>	
	<u>2日利用</u>	<u>750円</u>		<u>2日目以降利用</u>	<u>250円</u>	
	<u>3日利用</u>	<u>1,000円</u>		<u>(1日当たり)</u>		
備考 1日利用とは、午前8時から午後6時までの利用を、2日利用とは、利用開始日から翌日午後6時までの利用を、3日利用とは、利用開始日から2日後の午後6時までの利用をいう。			備考 1日利用とは、午前8時から午後6時までの利用を、2日目以降利用とは、利用開始日の翌日から返却日の午後6時までの利用をいう。			